

市川市ごみ集積所等の設置及び管理に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、ごみ集積所、啓発看板、ごみ散乱防止ネット及び金網式ごみ箱の設置及び管理に関し必要な事項を定めることにより、市民の良好な生活環境の確保並びにごみの収集作業の安全性及び効率性の確保を図り、もってきれいで快適な住みよい街づくりに寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 専用集積所 市川市宅地開発事業に係る手続及び基準等に関する条例（平成13年条例第35号。以下「条例」という。）に基づき整備されたごみ収集場をいう。
- (2) 一般集積所 専用集積所以外のごみ収集場で、次条に掲げる要件を満たすものをいう。
- (3) ごみ集積所 専用集積所及び一般集積所をいう。
- (4) ごみ 市川市廃棄物の減量、資源化及び適正処理等に関する条例（平成5年条例第13号）第2条第2項第1号に規定する家庭廃棄物をいう。
- (5) 利用者 ごみ集積所を利用する者をいう。
- (6) 所有者 利用者が居住する集合住宅を所有する者をいう。
- (7) 管理者 利用者が居住する集合住宅を管理する者をいう。
- (8) 事業者 ごみ集積所を整備する事業者をいう。

(一般集積所の要件)

第3条 一般集積所は、次に掲げる要件を満たすものとする。ただし、市長がやむを得ない事情があると認めるときは、この限りでない。

- (1) 1箇所につき5世帯以上が利用していること。
- (2) ごみ出し及びごみの収集作業並びに歩行者等の通行の安全に支障がないものであること。
- (3) ごみの収集又は運搬の用に供する車両（以下「ごみ収集車両」という。）

が容易に停車することができ、車両の相互の通行が可能な幅員を有する道に面していること。

- (4) ごみ収集車両が前進して進入可能な道であって、通り抜け又は転回可能な道に面していること。
- (5) ごみ収集車両が道路交通法（昭和35年法律第105号）第44条に規定する停車及び駐車を禁止する場所に停車することがないこと。
- (6) 見通しの悪い曲折がある道路に面していないこと。
- (7) 前面に電柱、植栽、ガードレールその他ごみの収集作業に障害となるものがないこと。
- (8) 利用者以外の者に迷惑を及ぼす場所がないこと。
- (9) 一般集積所の設置につき、隣接する住民その他関係者と事前に協議し、同意を得ていること。
- (10) 近隣の住民の生活環境に及ぼす影響に配慮して利用者、所有者又は管理者が適正に管理できるものであること。

（ごみ集積所の設置、移動又は廃止の届出）

第4条 ごみ集積所を設置し、移動し、又は廃止しようとする者は、市川市ごみ集積所設置・移動・廃止届（様式第1号。以下「届出書」という。）に次に掲げる書類を添えて、市長に届け出なければならない。

- (1) ごみ集積所の所在図
- (2) その他市長が必要と認める書類

2 届出書は、ごみの収集開始又はごみ集積所の廃止を希望する日の14日前までに市長に提出するものとする。ただし、市長が必要と認めるときは、この限りでない。

3 届出書の提出は、利用者を代表する者、所有者、管理者又は事業者が行うものとする。

（ごみ集積所の指定又は廃止）

第5条 市長は、届出書の内容が適正なものと認めるときは、ごみ集積所として指定又は廃止をし、当該届出を行った者（以下「届出者」という。）にそ

の旨を連絡するものとする。

(利用者への連絡)

第6条 届出者は、前条の規定による連絡を受けたときは、速やかに、その旨を全ての利用者及び所有者又は管理者に対し連絡しなければならない。

(ごみ集積所の維持管理)

第7条 ごみ集積所の維持管理は、利用者、所有者又は管理者が行うものとする。

2 利用者、所有者及び管理者は、ごみ集積所の維持管理をするに当たり、次に掲げる事項を遵守するものとする。

(1) 本市が作成した資源物とごみの分別ガイドブックに定めるルールを守ること。

(2) 掃除当番を定める等の方法によりごみ集積所を清潔に保つための方策を講ずること。

(3) ごみの飛散及び流出、悪臭の発生等の防止に努めること。

(4) 前3号に掲げるもののほか、ごみ集積所の維持管理に支障を及ぼす行為をしないこと。

3 所有者又は管理者は、集合住宅の居住者に前項各号に掲げる事項を遵守するよう要請するものとする。

4 利用者、所有者及び管理者は、ごみ集積所の利用又は維持管理に関する苦情及び紛争が生じた場合には、共同してその解決に努めなければならない。

(啓発看板の設置及び維持管理)

第8条 ごみ集積所に設置するため、啓発看板の交付を受けようとする利用者、所有者、管理者又は事業者は、市川市ごみ集積所啓発看板交付依頼書(様式第2号)に所定の事項を記載して、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による依頼書の提出を受けた場合において、啓発看板を適正に管理できると認めるときは、当該依頼をした者に対し、啓発看板を交付するものとする。

3 啓発看板の交付を受けた者は、自らの責任において、当該啓発看板の維持

管理をしなければならない。

4 啓発看板の交付を受けた者は、当該啓発看板の維持管理をするに当たっては、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 啓発看板が強風等で飛ばされることのないように確実に固定すること。

(2) 啓発看板は、常に清潔な状態を保持すること。

(3) 啓発看板が破損等した場合は、直ちに、撤去すること。

(4) 前3号に掲げるもののほか、啓発看板の維持管理に支障を及ぼす行為をしないこと。

5 前条第4項の規定は、啓発看板の交付を受けた者について準用する。

(ネット及びごみ箱の設置及び維持管理)

第9条 一戸建て住宅に居住する利用者は、一般集積所においてごみ散乱防止ネット（以下「ネット」という。）及び金網式ごみ箱（以下「ごみ箱」という。）の貸与を受けようとするときは、別に定めるところにより、貸与の手続を行わなければならない。

2 貸与を受けたネット及びごみ箱の維持管理は、当該ネット及びごみ箱を設置したごみ集積所の利用者が行うものとする。

3 前項に規定する利用者は、貸与を受けたネット及びごみ箱の維持管理をするに当たり、次に掲げる事項を遵守するものとする。

(1) ネット及びごみ箱からごみが外に出ないようにすること。

(2) ネット及びごみ箱の上にごみを置かないこと。

(3) ネットは、ごみの収集作業後、速やかに、撤去し、歩行者等の通行の妨げとならないようにすること。

(4) ネット及びごみ箱の管理に起因する事故が発生しないように必要な措置を講ずること。

(5) ネット及びごみ箱は、清潔な状態を保持すること。

(6) 前各号に掲げるもののほか、ネット及びごみ箱の維持管理に支障を及ぼす行為をしないこと。

4 第7条第4項の規定は、ネット及びごみ箱の貸与を受けた者について準用

する。

(調査)

第10条 市長は、適正な利用及び維持管理が行われていないごみ集積所、啓発看板並びにネット及びごみ箱（以下「ごみ集積所等」という。）を発見したときは、必要に応じ、調査を行うものとする。

2 市長は、前項の調査を行うときは、ごみ集積所等の現状又は管理の状況を明らかにするため、利用者（啓発看板並びにネット及びごみ箱の貸与を受けている利用者にあつては、当該利用者。次項及び第4項において同じ。）、所有者及び管理者に対し、報告及び立会いを求めることができる。

3 市長は、第1項の調査により、ごみ集積所等の適正な利用又は維持管理が行われていないと認めるときは、利用者、所有者及び管理者に対し、期限を定めて、その状況を改善するよう要請するものとする。

4 利用者、所有者及び管理者は、前項の規定による要請を受けたときは、同項の期限までに適切な措置を講じ、市長に当該措置の内容及び結果を報告するものとする。

5 市長は、前項の規定による報告その他の事情を踏まえ、ごみ集積所等の適正な利用又は維持管理が行われていないため、市民の良好な生活環境の確保並びにごみの収集作業の安全性及び効率性の確保に支障を及ぼすと認めるときは、次に掲げる措置を講ずるものとする。

(1) 指定したごみ集積所を廃止すること。

(2) 啓発看板を撤去し、回収すること。

(3) ネット及びごみ箱の貸与を取りやめ、これらを撤去すること。

6 市長は、前項の規定による措置を講じたときは、速やかに、当該措置の対象となったごみ集積所等の維持管理の責任を有する者に対し、その旨を通知するものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成26年5月15日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際現に設置され、交付され、又は貸与されているごみ集積所等については、この要綱の規定に基づいて設置され、交付され、又は貸与されたものとみなす。